

【令和6年度版】公益財団法人山梨県青少年協会ボランティア登録の流れ

ボランティア登録について

公益財団法人山梨県青少年協会（以下当協会）が運営する施設（下記参照）でのボランティア活動が可能となります。ボランティアとして登録できるのは令和7年4月1日にて満16歳以上の青年及び青少年教育に関心のある方です。

ただし、未成年者（18歳未満）については保護者の同意が必要です。

運営施設

- ・ 山梨県立青少年センター
- ・ 山梨県立愛宕山こどもの国
- ・ 山梨県立八ヶ岳少年自然の家

(1) ボランティアになるためには

- ・ 各施設もしくは当協会に、電話もしくは直接問い合わせてください。
- ・ 「登録申請書」に必要事項を記入し、ボランティア担当者へ提出してください。
(提出方法：下記問い合わせ先へメール、ファックス、郵送)
※未成年者については別紙①「ボランティア活動参加同意書」も併せて提出してください。
- ・ 申請書が到着後、ボランティア担当よりボランティアの目的や、活動希望について、電話で聞き取りをさせていただきます場合があります。
- ・ ボランティア申請書を確認させていただいた後、「ボランティア登録証」を発行します。当協会登録ボランティアの証明となりますので、活動時には必ず携帯してください。
- ・ 登録の有効期間は、登録を行った日の属する年度の3月31日までです。
引き続きボランティア登録を希望する場合は、更新申込書を提出してください。

(2) ボランティア活動をするには

- ・ ボランティア担当者より、年間のボランティア募集事業一覧を送りますので、参加希望事業があればメールもしくは電話にてご連絡ください。
- ・ 参加希望事業の開催施設と協議のうえ、ボランティア担当もしくは施設担当者より参加の可否を連絡いたします。

(3) その他

- ・ 交通費（旅費※）及び活動中の食事の支給があります。
(※山梨県職員旅費条例による。バス、電車代も支給可。自転車、徒歩、送迎の場合は支給不可。)
- ・ 旅費は、原則として活動の翌月に銀行振込みにて支払います。初めてボランティア活動をする当日までに振込希望口座をご用意していただきます。活動期間中に口座名義などの変更がありましたら速やかにボランティア担当へご連絡ください。
- ・ ボランティア登録者は当協会ではボランティア保険加入の手続きをします。
(年度内で有効。年度が変わるときには再度登録が必要になります。)
- ・ その他変更事項（住所・連絡先等）がありましたら速やかにボランティア担当までご連絡ください。

(4) 問い合わせ先

公益財団法人山梨県青少年協会

ボランティア担当：新海 悠太

〒400-0812 山梨県甲府市和戸町1303番地

TEL：055-237-7673

FAX：055-237-5312

e-mail：volunteer@yya.or.jp